○北陸地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	長岡市町田町字寺田五〇七番四から同市高畑町字上表五二一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十七号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月一日

○北陸地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域	図面縦覧場所
新発田市中曽根字通り下六四五番一から同市小舟町三丁目六四四番三まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月一日

○近畿地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都府相楽郡精華町大字柘榴小字芦谷二九番一から同町大字乾谷小字大崩三六番まで	前	一二・七〇～一八・六五メートル	○・三七〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二七・一八～五二・二三メートル	○・三七〇キロメートル	
同町大字乾谷小字大崩三六番から同町大字乾谷小字三本木六番四まで	前　A	一〇・〇〇～一四・二〇メートル	○・四七八キロメートル	
	後　A	一〇・〇〇～一四・二〇メートル	○・四七八キロメートル	
	前　B	四二・五〇～七〇・八七メートル	○・四一五キロメートル	
同町大字乾谷小字三本木六番四から同町大字乾谷小字金堀四番四まで	前	一三・〇七～一八・二九メートル	○・〇八〇キロメートル	
	後	三〇・一七～五一・一五メートル	○・〇八〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○中国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市大門町大字野々浜字メウシ一〇六番二地先から同市大門町大字野々浜字メウシ一〇五九番三まで	前	二三・七〇～三六・三〇メートル	○・〇七五キロメートル
	後	二三・七〇～二六・七〇メートル	○・〇七五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	伊万里市南波多町府招字小原二九八一番二から同市南波多町府招字小原二九八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

九州地方整備局長　小平田浩司